

和解について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 24 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市文化交流センターのガラス手摺改修工事に伴う費用負担について和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

和解について

青梅市は、青梅市文化交流センターのガラス手摺改修工事に伴う費用負担について、下記のとおり和解する。

記

1 和解の相手方

東京都品川区上大崎二丁目 18 番 1 号

株式会社相和技術研究所

代表取締役 平野 尚久

2 事案の概要

青梅市文化交流センターは、平成 29 年 7 月 7 日に締結した青梅市新生涯学習施設（仮称）実施設計委託契約の受注者である相手方が設計した施設であるが、同施設に設置されたガラス手摺において、ガラスの強度不足が判明したことから、改修工事が必要となった。

青梅市では、早急に改修工事を行う必要性から、相手方と改修工事の実施に関して協議し、令和 7 年 9 月 25 日に 3 の和解の内容で双方が合

意した。

3 和解の内容

(1) 改修工事範囲は次のとおりとする。

- ア 1階外部のドライエリアに面したガラス手摺の一部
- イ 2階交流スペースの吹き抜けに面したガラス手摺
- ウ 3階、4階および屋上のテラスにあるガラス手摺
- エ 3階テラスの床補修

(2) 改修工事に要する費用は、青梅市と相手方がそれぞれ2分の1ずつ負担するものとする。

(3) 青梅市および相手方は、本件の改修工事に關し、令和7年9月25日に合意したもののはかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 改修工事に要する費用の総額と相手方の負担額

(1) 改修工事に要する費用の総額

¥ 6,820,000. —

(2) 相手方の負担額

¥ 3,410,000. —